

# 災害を受けたとき

## 共 済

### 1 災害見舞金

組合員や被扶養者が水震火災その他の非常災害により、現に居住している住居又は使用している家財に損害を受けた場合に、次表のとおり災害見舞金が支給されます。

なお、この給付は損害を補てんするものではなく、見舞金的性格を有するものです。

水震火災その他の非常災害とは、洪水・津浪・台風・豪雨・地震・地割・がけ崩れ・雪崩・たつまき・落雷・火災等の主として自然現象をいいますがその他の予測し難い事故を含みます。ただし、盗難は含みません。

#### (1) 給付事項

- ア 現場を確認の上損害の程度を判定しますので、次表に該当すると思われるときは速やかに連絡してください。連絡が遅れると支給されないこともあります。
- イ 住居とは、現に生活の本拠としている建物をいい、所有権の有無は問いません。また、別棟の離れ・物置・門・塀・別荘・セカンドハウス等は住居に含みません。
- ウ 別居の親族を看病するため、一時的にその親族の住居で寝食している場合の住居が被災しても支給されません。
- エ 被災した住居に住民票上の住所があっても、生活の本拠と認められない場合は支給されません。
- オ 家財とは現に生活するにあたって社会生活上必要な一切の財産をいいます。ただし、現金・有価証券・宅地山林・田畑・美術品・宝石類等は家財に含みません。
- カ 現に居住していない住居に置いている家財に損害があっても支給されません。
- キ 同一世帯に組合員が二人以上ある場合には、各組合員につきそれぞれ災害見舞金が支給されます。
- ク 組合員とその被扶養者が別居している場合は、被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財の一部として取扱います。

#### (2) 提出書類

「災害見舞金請求書」

市区町村長・消防署長又は警察署長の証明を得、次により書類を添付してください。

なお、状況により他の書類の提出を求めることがあります。

ア 平屋建てで、30 cm以上の浸水があり、外的標準により判定する場合

(ア) 「災害状況報告書」

(イ) 家屋の見取図

(ウ) 住居の所在地がわかるもの（住宅地図の写し等）

(エ) その他 写真、新聞の切り抜き

イ 床上 30 cm以上の浸水があり、住居・家財の損害の程度の判定をする場合

アの(ア)・(イ)・(ウ)・(エ)のほか、

(ア) 住居・家財の損害内訳書

(イ) 大工又は建築士による罹災直前の住居の見積書

ウ 水没・火災等により住居及び家財の全部が流れ又は消失した場合

アと同じ

エ 住居又は家財の一部に損害を受けた場合

イと同じ

(3) 支給額

①平成27年9月以前の場合

損害の程度	災害見舞金
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	給料の月額 の3月分×1.25
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	給料の月額 の2月分×1.25
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	給料の月額 の1月分×1.25
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	給料の月額 の0.5月分×1.25
1 住居又は家財に5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき	

浸水の程度	災害見舞金
床上120cm以上	給料月額 の1月分×1.25
床上30cm以上	給料月額 の0.5月分×1.25
上記以外の床上浸水	

特別職の者は「1.25」を「1」と読み替える

②平成27年10月以降の場合

損害の程度	災害見舞金
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 の3月分
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 の2月分
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 の1月分
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 の0.5月分
1 住居又は家財に5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき	

浸水の程度	災害見舞金
床上120cm以上	標準報酬月額 の1月分
床上30cm以上	標準報酬月額 の0.5月分
上記以外の床上浸水	

## 2 弔慰金・家族弔慰金

組合員や被扶養者が、水震火災その他の非常災害により死亡し、一定の要件に該当するときに埋葬料・家族埋葬料とは別に支給されます。(死亡の原因が、公務に起因するか否かは問いません。)

水震火災その他の非常災害とは、洪水・津浪・台風・豪雨・地震・地割・がけ崩れ・雪崩・たつまき・落雷・火災等の主として自然現象をいいますが、交通事故・その他の予測し難い事故を含みます。

予測し難い事故とは、次の3つの要件を満たす場合をいいます。

- ・死亡の要素が客観的にみて、社会通念上予測し難い不慮の事故であること。
- ・その事故の直後に医療効果が得られないような状態で死亡したものであること。
- ・その事故による死亡が原則として、他動的原因によるものであること。

(1) 支給額

ア 弔慰金

標準報酬月額が遺族に支給されます。

(注) 平成27年9月以前については給料の月額に1.25(特別職の場合は1)を乗じて得た額。

イ 家族弔慰金

標準報酬月額に0.7を乗じて得た額が組合員に支給されます。

(注) 平成27年9月以前については給料の月額に0.875(特別職の場合は0.7)を乗じて得た額。

(2) 提出書類

ア 「弔慰金・家族弔慰金請求書」

市区町村長・警察署長又はその他公の機関の証明を得て提出してください。

イ 弔慰金の支給を受けようとする者にあつては、遺族の順位を証明する書類